

大阪市水道局上級監督員評定委員会設置要綱

(制定 令和2年3月27日局長決)

(最近改正 令和6年3月28日東部水道センター所長決)

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市上級監督員制度要綱（令和2年3月27日局長決裁）に基づき、上級監督員を評価するため、大阪市水道局上級監督員評定委員会（以下「評定委員会」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 評定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上級監督員の推薦・選考に関すること
- (2) 所属長研修結果の評価に関すること
- (3) 上級監督員の評価（所属長研修の効果）に関すること
- (4) 上級監督員に対する研修の企画立案・実施及び継続教育等に関すること
- (5) その他上級監督員制度に係る重要な事項についての調査・検討・審議に関すること

(組織)

第3条 評定委員会は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、南部水道センター所長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者とする
 - (1) 東部水道センター所長
 - (2) 西部水道センター所長
 - (3) 北部水道センター所長
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(専門委員)

第4条 上級監督員の評価に当たり、技術的・専門的見地から意見を求めるため、評定委員会に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第5条 評定委員会の事務局は、南部水道センターに置く。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評定委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。